

平成27年第6回東京都北区教育委員会臨時会

会議月日	平成27年6月26日(金)午後1時30分		
開催場所	北区教育委員会室		
出席委員	委員長 檜垣昌子	委員 嶋谷珠美	
	委員 森岡謙二	委員 森下淑子	
	委員 加藤和宣	教育長 内田隆	
欠席委員			
事務局職員	事務局次長	教育政策課長(教育未来館長)	
	学校改築施設管理課長	学校支援課長	
	学校地域連携担当課長	教育指導課長	
	教育改革・教育支援担当副参事	生涯学習・スポーツ振興課長	
	スポーツ施策推進担当課長	東京オリンピック・パラリンピック担当課長	
	飛鳥山博物館長	中央図書館長	
	学校適正配置担当部長	学校適正配置担当課長	

会議に付した議案並びに審査結果

日程	議案番号	提案内容	結果
1	46号	東京都北区いじめ問題対策委員会規則	承認

日程	報告事項	報告内容	結果
2	43号	「北区家庭教育力向上アクションプラン検討委員会」の設置について	了承
3	44号	日本語適応指導教室の移設について	了承
4	45号	北区立小中学校いじめ認知件数等の年度推移並びに東京都北区いじめ防止条例にかかる組織及び周知について	了承
5	46号	日本陸上界トップアスリート指導による運動能力向上プログラム・キッズアスレティックス体験会の実施について	了承
6	47号	後援・共催事業に関する報告	了承
7	48号	梅木小学校の増築工事計画について	了承

平成27年第6回東京都北区教育委員会臨時会会議録

平成27年6月26日(金) 13:30

檜垣委員長	<p>それでは、出席委員が定足数に達しておりますので、会議は成立しております。これより、平成27年第6回北区教育委員会臨時会を開会いたします。</p> <p>日程第1、第46号議案「東京都北区いじめ問題対策委員会規則」を議題に供します。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
教育指導課長	委員長
檜垣委員長	教育指導課長
教育指導課長	<p>それでは、第46号議案、東京都北区いじめ問題対策委員会規則についてご説明申し上げます。</p> <p>本規則は、東京都北区いじめ防止条例に基づき、東京都北区いじめ問題対策委員会を設置するため、提出するものでございます。</p> <p>恐れ入りますが、第46号議案、参考資料の1ページをごらんください。設置される組織でございますが、東京都北区いじめ問題対策委員会でございます。所掌事務といたしまして、1番目といたしまして、いじめの防止等のための対策について、教育委員会の諮問に応じ、答申するものでございます。また、いじめの防止等のための対策について、必要があると認めるときは、教育委員会に意見を述べるものでございます。また、区立学校におきまして、いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定します、重大事態または当該重大事態と同種の事態が発生した場合に、教育委員会からの要請に基づき調査を行い、その結果を教育委員会に報告するものでございます。</p> <p>具体的にいじめ防止対策推進法で28条1項に規定しております、重大事態または当該重大事態と同種の事態ということにつきましては、四角囲みのところを見ていただけたらと思います。1番目と2番目のところに、いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。そして2番目といたしまして、いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。ということでございます。</p> <p>なお、組織につきましては、ここに示させていただいておりますとおりでございます。</p> <p>まことに恐れ入りますが、規則の案に戻っていただき、1ページをごらんください。第1条趣旨、第2条組織ということでございます。第3条、委員の任期は2年ということでございます。第4条、委員長につきましては、対策委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定めるとなっております。</p> <p>2ページをごらんください。第5条、対策委員会は、委員長が招集する。</p> <p>第6条の意見聴取でございますが、対策委員会は、委員長が必要と認める場合は、委員以外のものを会議に出席させ、意見又は説明を聴取することができるとなっております。</p> <p>また第7条で、専門事項を調査させるため、必要があるときは対策委員会に専門調査</p>

員を置くことができるとしております。

第8条、調査部会でございますが、先ほどございましたとおり、条例第14条第4項に規定する調査を行うとき、又、教育委員会が必要とあると認めるときは、対策委員会に調査部会を置き、調査をすることができるというものでございます。この条例第14条第4項というのは、先ほどご説明いたしました、いじめ防止対策推進法第28条第1項の内容と同じでございます。重大事態または当該重大事態と同種の事態が発生した場合というふうにお考えいただけたらと思います。

もしそういう調査をする場合には、調査部会につきましては、前項の調査にかかる事案に利害関係を有する委員以外の委員、及び専門調査委員から委員長が指名する3人以上をもって組織する。そういった組織となっております。

また第9条、守秘義務でございますが、委員専門調査委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない、その職を退いた後も同様とするとなっております。

以上、ご説明を申し上げます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

檜垣委員長

本件についてご質疑またはご意見はございますか。

(質疑・意見なし)

檜垣委員長

ただいまの各委員のご意見を伺いますと、本件に対し特に反対意見はないようですので、本件については原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

檜垣委員長

ご異議ないと認め、本件は原案どおり承認することに決定いたします。  
次に報告事項に移ります。日程第2、報告第43号、「北区家庭教育力向上アクションプラン検討委員会」の設置について、事務局から説明をお願いいたします。

教育政策課長

委員長

檜垣委員長

教育政策課長

教育政策課長

それでは、第43号議案をお開きいただきたいと存じます。「北区家庭教育力向上アクションプラン検討委員会」の設置という項目でございます。

経過でございますが、ご案内のように、基礎的な生活習慣をどう身につけるかというのが、さまざまな学力、体力をつけていく上での大きな要素になっているのがご案内のとおりでございます。なかなかそうは言いながらも、今の社会状況の中では、この生活習慣をきちんと小さなうちから身につけるというのは非常に大きな課題になっているところでもございます。こうした状況を改善するために、基本計画2015、また北区教育ビジョン2015におきまして、家庭教育力向上プログラムという計画事業が今回定められております。この中の項目の一つでございますが、今回この報告事項でお示しさ

せていただきました家庭教育力向上アクションプランの検討という項目となっております。そのほかには、既にご案内させていただいております講演会等、ペップトークですとか、このアクションプランと非常に密接に関係ございますが、モデル事業生活習慣形成事業のモデル実施、またある程度これは低学年の子どもさん、また小学校6年生の保護者を対象にしたものですとか、こうした成り立ちで家庭教育力向上プログラムというような内容となっております。

2の現況のほうにお示してございますが、先ほど申し上げましたように、家庭の教育力の向上、これは親自身の成長も必要な要素でございます。また、子どもと一緒にやっていくというようなことも必要な要素でございますので、裏面を見ていただきますと、検討委員会の構成メンバーをお示してございます。それぞれ学園の先生、また関係する方々に参加いただきまして、こちらのアクションプランにございますように、いろいろこういうのが大切だということをご議論いただくよりも、具体的な取組み、どんな取組みをしていったらいいかという、モデル実施をしながら、検証して、また次の段階につなげていくというようなイメージで考えております。

1ページにお戻りいただきまして、この検討委員会の設置でございますが、要綱等、7月1日現在で考えておまして、7月8日に第1回検討委員会、またお示しのおりの第5回までの検討会を予定して、さまざまな取組みを企画していこうというふうに考えております。

以上でございます。

檜垣委員長

本件についてご質疑またはご意見はございますか。

加藤委員

委員長

檜垣委員長

加藤委員

加藤委員

この家庭教育力の向上ということでありまして、メンバーを見ますと、いつもPTAの連合会の会長さんがいろいろところで委員を受けていらっしゃると思うのです。家庭教育力となると、PTA連合会の会長さんだけでは委員の構成として足りないのではないかなど。もう少し、例えば小学校であれば滝野川地区とか王子地区とか、赤羽地区とか、幅広い形の、例えば3地区なら3地区から選ぶような形で、いろいろな意見を、小学校PTA連合会が常に会合して一つの意見にまとめているとは思いませんので、少なくとももう少し保護者の代表者を増やしたほうがいいのではないかなど思うのですが、いかがなものでしょうか。

教育政策課長

委員長

檜垣委員長

教育政策課長

教育政策課長

確かに多くの方からご意見をいただきながら進めていくということは非常に大切な要

素だと思っております。

先日のPTA連合会の研修会にも直接私まいりまして、この事業の趣旨なども説明をさせていただきました。できましたらそれぞれの単体といたしますか、そちらの方からのご意見もいただきたいというふうなことも申し上げた状況もございます。また、こちらの委員会の検討事項で全て完結するとは思っておりませんので、あくまでも今回のアクションプランを策定すると。進めていく中でさまざまな方の現場のご意見などもいただきながら、少しでもいいものにしていきたいと。そういう趣旨でございます。

森下委員

委員長

檜垣委員長

森下委員

森下委員

私も今、加藤委員がおっしゃいましたように、やはりこのアクションプランをつくったときの主役は保護者だと思うのですね。それを、ここの委員の皆さんが立派なことを例えばおっしゃって、立派な中身ができたとしても、実践するのはやっぱり保護者だと思っています。ですから、幅広い保護者の声、なかなかわかってはいてもそれができないという状況がどこの学校でもあると思うのです。校長先生方とお話してましても、なかなか道徳授業、地区公開講座なども、あとの会に残ってお話を聞かれる方は、それなりの興味関心、また子どもへのよい影響を与えたいという方々が多くて、本当に聞いてもらいたい人がどうしても来られないというのがどこの学校でも現状で、そこをどうしていこうかというところが問題だと思うのです。

組織されているこの委員の皆さんを見ましても、いわゆる基本的な生活習慣の確立というのはどういうことかということは、皆さん本当にわかっているのだけれども、なかなかできないというところで、どういう方向で、これならやってみようと思えるような、余り難しいことではない実践力を伴っていくような中身ができたらいいなと思うのです。それにはやはり、ここに代表だけしか入っておられなくても、PTAの連合会は代表でも、それを各P連におろして行って、そこでまた何か行動を起こすというような広がり組織を頭に置いて、進めていっていただければ、事務局のほうは本当にいろいろな課が担当されるので、たくさんのお名前が出ておりますけれども、委員の皆さんにそういう中身をつくってもらいたいなと私は思います。本当に生活習慣の確立が今一番の課題だと私もすごく感じております。

以上です。

教育政策課長

委員長

檜垣委員長

教育政策課長

教育政策課長

ただいまの委員のお話のとおりだと思っております。実は、ご案内のようにこの家庭教育力の向上に向けましては、文部科学省でも30年来取り組んでおりまして、また、それを受けて、各都道府県、各市区町村でもさまざまな取組みをされております。とこ

ろが、あそこはすごく成果が上がって、この性質上、本当に生活習慣に定着したということがあれば、特に目立った形の、ここはすごい成果が上がりましたという大騒ぎをするようなことではない、当たり前の日々の生活に根づくのが一番だと思っています。ただ、今の社会状況の中では、多くの人たち、家庭教育学級などに参加していろいろな意識を高めて、また取組みをしていただいている方、その方たちには黙っていてもというのは変な話ですけれども、一生懸命やっていたところはあるのですが、必ずしもそうではない方たちをどううまく自分たちの決め事とか、いろいろな約束事をする中で、生活習慣に定着させていくかということが本当に、このテーマの一番難しいところでもあり、大きな課題だとも思っておりますので、できたらなかなかうまく成果が上がってない全国の自治体に負けられないようなというか、北区はこれだけのことをやれたというぐらいの心意気でさまざまな関係者の方たちの意見も伺いながら進めてまいりたいというふうに考えております。

檜垣委員長

よろしいでしょうか。ほかにご質疑またはご意見はございませんか。よろしいですか。

(質疑・意見なし)

檜垣委員長

ご質疑・ご意見がないようですので、ここで本件に関する報告は終了いたします。次に、日程第3、報告第44号「日本語適応指導教室の移設について」、事務局から説明をお願いいたします。

学校支援課長

委員長

檜垣委員長

学校支援課長

学校支援課長

それでは、私から報告第44号、日本語適応指導教室の移設について、ご説明をいたします。恐れ入ります、1枚おめくりいただきたいと思っております。

教育委員会資料をごらんください。1の要旨でございます。区市町村教育委員会が日本語学級を設置する場合は、東京都の規定によりまして、東京都教育委員会に設置を申請し認証を受けなければならないとされております。これは毎年の申請となっております。

現在、北区教育委員会では小学校2校、第三岩淵小学校と西ヶ原小学校になります。及び中学校1校、稲付中学校になります。こちらに日本語適応指導教室を設置しております。平成28年度の日本語適応指導教室につきましては、小学校は第三岩淵小学校と、清水小学校の統合新校、こちらは現在、議会定例会に学校設置条例を議案として上程中ですが、西が丘小学校になります。及び西ヶ原小学校の2校に設置し、中学校につきましては、稲付中学校の改築に伴う仮移転等を考慮して、赤羽岩淵中学校に設置するというものでございます。

2の現況、経過等でございます。教育委員会では、外国人児童・生徒や帰国児童・生

徒に対しまして、日本語指導や学校生活適応指導を行うため、日本語適応指導教室を設置しているところでございます。先ほども申し上げましたが、第三岩淵小学校につきましては平成28年4月から統合新校としてスタートするところでございます。

稲付中学校につきましては、平成28年度から始まる校舎の改築工事に伴いまして、一時的に現在の第三岩淵小学校校舎に仮移転することとなっているところでございますが、教室の配置状況等を勘案いたしまして、日本語適応指導教室はほかの中学校に移設すべきと判断をしたところでございます。区内から通級いたします生徒の交通の利便性や移転する中学校の教室の状況等、これらを勘案して仮移転先を検討いたしました結果、稲付中学校の改築期間中に限りまして、一時的な仮移転先として、赤羽岩淵中学校に日本語適応指導教室を設置することとしたところでございます。

恐れ入りますが、裏面をごらんください。現在の設置校また生徒数の表でございます。4月現在でございます。稲付中学校、こちらは生徒が41名で3学級、第三岩淵小学校は、児童が27名で2学級、西ヶ原小学校につきましては児童が25人で2学級、合計で小学校が児童数が52名で4学級、中学校が生徒数が41名で3学級となっているところでございます。

恐れ入ります。また資料、表面にお戻りいただきまして、今後の予定でございます。本日のご報告をさせていただいた後、6月29日、来週になりますが、文教委員会で報告をいたします。その後、7月以降に教職員、保護者、PTAに周知をまいります。そして来年、平成28年4月1日に3校を設置するというところで予定をしているところでございます。

雑駁ではございますが、以上、説明とさせていただきます。

- |        |   |
|--------|---|
| 檜垣委員長  | 本件についてご質疑またはご意見はございますか。   |
| 森下委員   | 委員長   |
| 檜垣委員長  | 森下委員  |
| 森下委員   | 日本語適応指導教室の移設についてはよくわかりました。<br>一つ質問なのですが、たしか小学校の1、2年生の子どもたちは、設置校に通うのが困難な場合があったり危なかったりということがあって、学校のほうに講師の先生が来てくださるような措置が取られていたかと思うのですが、現在もやはりそのことについては続いているわけでしょうか。 |
| 学校支援課長 | 委員長   |
| 檜垣委員長  | 学校支援課長  |
| 学校支援課長 | 小学校1、2年生の小さいお子様につきましては、教員が学校のほうに通って行うと。現在も行っております。  |

檜垣委員長

ほかにご質疑またはご意見はございませんか。

(質疑・意見なし)

檜垣委員長

ご質疑・ご意見がないようですので、ここで本件に関する報告は終了いたします。  
次に、日程第4、報告第45号「北区立小中学校いじめ認知件数等の年度推移並びに東京都北区いじめ防止条例にかかる組織及び周知について」、事務局から説明をお願いします。

教育指導課長

委員長

檜垣委員長

教育指導課長

教育指導課長

それでは、北区立小中学校いじめ認知件数等の年度推移並びに東京都北区いじめ防止条例にかかる組織及び周知についてご説明申し上げます。

まず初めに、北区立小中学校いじめ認知件数等の年度推移でございます。平成24年度、平成25年度、平成26年度の推移をお示したものでございます。中学校では、いじめの認知件数が24年、25年、26年と減少傾向にございます。小学校では、今年度につきましては昨年度と比べ、いじめの認知件数が減少しております。また、解消率についてでございますが、中学校ではこの3年間、解消率が81.1%、89.2%、91.7%と増加している状況でございます。小学校につきましては、今年度につきましては昨年度と比べ、解消率がやや高まっているという状況でございます。

続きまして、東京都北区いじめ防止条例にかかる組織についてご説明申し上げます。この組織につきましては、平成27年7月1日より施行となります。まず、東京都北区いじめ問題調査委員会でございますが、これにつきましては、区長の附属機関でございます。事務局は総務課となります。人数は5名以内ということでございます。所掌事項につきましては、先ほど東京都北区いじめ問題対策委員会についてご審議いただいたのですが、重大事態が起きた際、いじめ問題対策委員会が出した調査につきまして、再調査を行うと、そういった職務がございます。

続いて、東京都北区いじめ問題対策連絡協議会でございますが、これにつきましては事務局が教育指導課、人数は20名以内となっております。

目的につきましては、教育委員会、児童相談所、警察、その他、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図ることを目的とした組織でございます。

最後の、東京都北区いじめ問題対策委員会につきましては、先ほどご説明をさせていただいたとおりでございます。

三つ目でございます。東京都北区いじめ防止条例制定の周知についてでございます。4月に北区ニュースにて周知、5月にくおん臨時号にて周知、夏休み8月27日でございますが、幼稚園、小学校、中学校の教職員、そして保護者の皆様を対象にいたしまして、教育課題研修会を開催いたします。講師に国立教育政策研究所生徒指導・進路指導

研究センター、総括研究官の滝充先生をお迎えし、また横浜市で以前、いじめについての相談等をされていたこともある、佐久間レイ氏、そしてピアニストの佐田詠夢氏をお呼びして、いじめについていじめ防止条例にかかる内容についてご説明するとともに、皆様に広く条例の趣旨を理解していただきたい。こういうふうに思っております。

なお、条例につきましての保護者向けのリーフレット、そして、いじめゼロというロゴを入れましたエコロジーバッグをその際に配付予定でございます。また9月には、子どもたちに、児童・生徒にやはりいじめゼロという形で示しましたクリアファイルを、また保護者の皆様には、条例についてのリーフレットを配付する予定でございます。あわせて青少年地区委員会の方々にもリーフレットを配付する予定でございます。教職員に対しましては、年間を通して校園長会、またさまざまな研修会の中で周知を図ってまいります。

以上でございます。

檜垣委員長

本件についてご質疑またご意見はございますか。

教育指導課長

委員長

檜垣委員長

教育指導課長

教育指導課長

追加のご説明でございます。

1番目に北区立小中学校いじめの認知件数がここに出ておりますけれども、この中で、解決したものはいいと思うのですけれども、継続しているもの、そしてその他のところというところで、どんな状況なのかということ、いじめのかかることなので、一般的な形でちょっとご説明をしたいと思います。

教育指導課のほうでこの調査を基にして、聞き取った結果を基にして、継続しているもの、そしてその他のものについては、学校に聞き取りの調査をしております。具体的に例えば中学校の場合ですけれども、女子生徒が友達から悪口を言われたり、また無視をされてしまったというようなことがあって、それで一時期ちょっと学級に入れなくなってしまったというようなことがあったという話を聞いてますけれども、さまざまな行事の中で入れるようになってきたというようなことを聞いています。

また、中学校の中で、特別な支援を要するお子さんがちょっと気持ちのコントロールができなくて、お子さんをたたいてしまったというような、そういった状況もあったというような話は聞いております。こういったケースにつきましても、座席を変えたり、丁寧に課題の児童にお話をしたり、説明をしたり、そういった形で解決を図っているということでございます。

また女子生徒の中で、やはり悪口を先輩から言われているというようなことで気にして、保健室等で相談に行くために何回も通っているお子さんもいるということですが、話をしていく中で少しずつ解決してきたということで、学校としてはどの事例も見守っているというのですか、一度もう解決はしているのだけれども、3学期に起きたような状況もありますので、これで解決したということではなくて、継続して見守って

いるというような状況もございます。

それから小学校につきましては、やはり高学年の女子の中で、どうしても小学校の高学年の女子児童の中ではグループをつくりたがる女の子たちがいまして、その子たちがいじめる側に回るときもあれば、少したつと逆にいじめられる側になったり、結構そのグループの力関係がいろいろ変わったりしていくという中で、いじめられたり、いじめというのはからかいとか無視とかそういったことがあるのですが、そのたびごとにお話をして指導して、謝罪をしたりするのですが、また少したつと今度はいじめられた側はいじめる側になったり、いじめる側はいじめられる側になったり、そんな状況があるというようなことで、継続して指導しているというような状況もございます。

また中には、本人からのいじめの訴えはないのだけれども、担任が見て、転校してきた男の子ということですが、何となく周りの子どもたちがその子に余りかかわっていないと、避けているような状況があるというようなことで、本人から訴えはないのだけれども、継続してやはり見守っていると。そういうような状況もあるという話は聞いております。

それぞれ状況は異なるのですが、継続しているケース等につきましては、解決しているのだけれども、謝罪等をして解決をしているのだけれども、継続してやはり見守っていくことが大切だということで、学校のほうはそういうふうにご回答というふうにおおむね話しているところでございます。

以上でございます。

檜垣委員長

本件についてご質疑またはご意見ございますか。

(質疑・意見なし)

檜垣委員長

それでは檜垣から質問を一つさせていただきます。

一つは、3番目の8月27日の東京都北区いじめ防止条例制定記念講演会ですが、これはもう場所というのは、候補が何か決まっているのでしょうか。

教育指導課長

委員長

檜垣委員長

教育指導課長

教育指導課長

これにつきましては、北とびあのさくらホールで午後から行う予定でございます。

檜垣委員長

ありがとうございます。

あともう1件なのですが、1番目のいじめの認知件数の年度推移なのですが、継続しているのが約10%とか、20%ぐらい、80%以上は解決していて、そのほか継続しているものがあるように表記されているわけですが、これがいつの時点でも継続なのか、それとも例えば25年度のものが26年度の件数の中に継続カウントされているのか、その辺ちょっと教えていただきたいのですが。

教育指導課長	委員長
檜垣委員長	教育指導課長
教育指導課長	ほとんどのケースにつきましては、年度内で解決されているものというふうにお考えいただけたらと思っています。
檜垣委員長	ほかにご質疑またはご意見はございませんか。よろしいですか。  (質疑・意見なし)
檜垣委員長	ご質疑・ご意見がないようですので、ここで本件に関する報告は終了いたします。 次に、日程第5、報告第46号「日本陸上界トップアスリート指導による運動能力向上プログラム・キッズアスレティックス体験会の実施について」、事務局から説明をお願いします。
東京オリンピック・パラリンピック担当課長	委員長
檜垣委員長	東京オリンピック・パラリンピック担当課長
東京オリンピック・パラリンピック担当課長	それでは、報告第46号、ご説明をさせていただきます。1枚おめくりをお願いいたします。小学生の「走る」、「跳ぶ」、「投げる」の3要素を伸ばすプログラムでございますけれども、平成25年度は3校、26年度は5校実施をいたしました。今年度は拡大をいたしまして10校で実施をするというものでございます。 2の実施内容にお示しのとおりでございます。日程、それから実施校、それからアスリートでございます。裏面にアスリートの紹介を記載してございます。一番上の上段の小林コーチでございます。リーダーといたしまして毎回ご参加をいただきます。各学校には小林コーチプラス以下記載の選手8名のうち3名、合計4名体制で各校の児童の指導に当たっていただきます。ごらんいただきますように、オリンピック5名を含みます世界トップレベルの選手という方々が指導に当たるということでございまして、体力向上という面はもちろんでございますけれども、オリンピック、それからトップ選手を身近に感じてもらうと、そのような開催の趣旨もあるところでございます。 お戻りいただきまして、3の今後の予定でございます。こうした体験プログラムを経験していただきまして、体育の先生向けにこのプログラムの指導者研修会を本年度は3回実施を予定してございます。またキッズアスレティックスのセットでございます、道具でございます。これを数セット購入いたします。自発的に各学校で取り組めるような

環境を構築してまいりたいというふうに考えてございます。

席上にカラーの両面でございます。資料を配付させていただきました。既に今週の火曜日でございます。第1回目の体験会を実施したところでございます。ターゲットスローというところで右の上にカラーの写真、掲載してございますけれども、大きなボール、重いボールでございます。これはひざを曲げて下からすくい投げてターゲット、コントロールをしながら投げると、ひざを曲げて下半身の力を使って投げるというようなものでございます。こうしたもののほか、4種類のプログラムを体験していただきました。

裏面でございます。その内容が今週の水曜日の読売新聞に掲載されてございます。プレスリリース自体、通常、大規模なもの、あるいは注目度の高いものでないと事前ではなく事後のリリースということでございまして、ただ、当然こうしたイベントに記者にいらしていただくということになりますと、事前にお知らせをする必要がございます。そうしたことから今回のケースでございますけれども、広報課の承諾をいただきまして、事前に直接当課から新聞社2社に取材依頼を行った結果でございまして、こうした掲載となった次第でございます。今後も積極的に報道機関への事前の売り込みを行っていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

檜垣委員長

本件についてご質疑またはご意見ございますか。

森下委員

委員長

檜垣委員長

森下委員

森下委員

3番の今後の予定というところですが、これは体育教諭向けの指導者講習会を年3回実施すると書いてありますが、これは上に書かれている小学校とか、スポーツ推進校の先生方に向けてなのか、それとも区内の各学校の体育の先生はいないわけですが、小学校には、体育部の先生方を対象とした代表者が来て、講習を受けて帰るとい、トレーニングセットはないけれども、これらにかわるものとか、あるいはそういう知識を得ることによって代用品なり工夫が見られるということを考えておられるのでしょうか。その講習会の各学校という範囲を教えてくださいたいと思いますけれども。

東京オリンピック・パラリンピック担当課長

委員長

檜垣委員長

東京オリンピック・パラリンピック担当課長

東京オリンピック

小学校の教諭向けの指導者講習会でございますけれども、これは全校37校の学校を

ック・パラリンピック担当課長	<p>対象にいたしまして、体育部と申しますか、招待会と申しますか、全校の先生方、各校必ず一人体験をしていただくというようなことで実施をしてまいります。</p> <p>今後、その数セットにつきましては、基本的には今考えているのは、サブファミリーごとに一つは置いていただくというようなことで、サブファミリー内で活用できるような形でのセット数をそろえていきたいというようなことで、自発的に取り組んでいける環境を整えていきたいというふうに考えているところでございます。</p>
檜垣委員長	<p>ほかにご質疑またはご意見はございませんか。</p>
	<p>(質疑・意見なし)</p>
檜垣委員長	<p>ご質疑・ご意見がないようですので、ここで本件に関する報告は終了いたします。</p>
	<p>次に、日程第6、報告第47号「後援・共催事業に関する報告」について、事務局から説明をお願いします。</p>
教育政策課長	<p>委員長</p>
檜垣委員長	<p>教育政策課長</p>
教育政策課長	<p>それでは、後援・共催事業に関しましてのご報告を申し上げます。</p>
	<p>報告第47号をごらんください。お開きいただきますと、今回は名義使用承認報告が2件、また事業実績報告1件でございます。</p>
	<p>初めに、名義使用承認報告でございますが、1件目、平成27年度ボーイスカウト東京連盟北区連絡会共済事業でございます。1枚おめくりいただきまして3ページに別紙がついてございます。それぞれ事業概要、また事業内容、各事業につきまして開催日、会場、対象、研修課題等をお示ししてございます。</p>
	<p>1ページにお戻りいただきまして、こちらボーイスカウト東京連盟城北地区北区連絡会が主催の事業でございます。</p>
	<p>続きまして2件目、事業名わんどり一むとなっております。こちらにつきましては、小学校低学年、幼稚園の年長の児童、その保護者の方たちが、犬とのふれあいを通じまして、命の温かさや犬とのふれあい方を学ぶことを目的とした事業でございます。主催は中央動物専門学校学友会クラブわんどり一むということで、8月6日から来年の3月5日までの間に6回実施予定でございます。東田端にございます学校法人中央工学校中央動物専門学校19号館で実施される予定でございます。</p>
	<p>お開きいただきまして2ページに事業実績報告がございます。今回は1件のみでございます。ご高覧いただければと思います。</p>
	<p>以上でございます。</p>
檜垣委員長	<p>本件についてご質疑またはご意見はございますか。</p>

加藤委員	委員長
檜垣委員長	加藤委員
加藤委員	一つ教えていただきたいのですが、ボーイスカウトですが、北区には何団ぐらい今あるのでしょうか。
生涯学習・スポーツ振興課長	委員長
檜垣委員長	生涯学習・スポーツ振興課長
生涯学習・スポーツ振興課長	大変申しわけございません。ただいまその人数につきましては、詳細は把握しておりませんので、後ほど確認いたしましてご報告させていただきたいと思います。
檜垣委員長	ほかにご質疑またはご意見はございませんか。  (質疑・意見なし)
檜垣委員長	ご質疑・ご意見がないようですので、ここで本件に関する報告は終了いたします。次に、日程第7、報告第48号「梅木小学校の増築工事計画について」、事務局から説明をお願いします。
学校改築施設管理課長	委員長
檜垣委員長	学校改築施設管理課長
学校改築施設管理課長	それでは報告第48号、梅木小学校の増築工事計画についてご報告させていただきます。 梅木小学校につきましては、学区域内の大規模な集合住宅の開発による児童数、学級数の増により、普通教室不足が懸念される状況となっております。そのため、校舎を増築することとし、設計作業を進めてまいりました。 資料の一番下に、この10年間における同校の児童数、学級数の増加状況をお示ししてございます。品川に移転いたしました入国管理事務所跡地に開発されてございます、公務員宿舎、清水町宿舎ですが、この家族寮によりこの10年間で児童数、学級数がそれぞれ2倍以上となっております。このほど、増築計画がまとまり夏休み期間中には着工の見通しとなったため、計画概要をご報告させていただきます。

まず1番の増築工事の内容でございます。増築規模は普通教室で6室、延べ床面積で約720平米規模の2階建て校舎の増築となっております。

次に、2の増築計画及びスケジュールですが、別添の図面資料でご説明をさせていただきます。全部で図面等6枚の資料となっておりますが、まず1枚目、増築校舎の建設位置を中心にお示ししています。体育館の左手、黄色に塗った部分が増築校舎の建設場所となります。増築場所の選定ですが、同校は小学校の中でも緑が多く、校庭も広く恵まれた環境にあります。本来であれば、この恵まれた校庭環境をできる限り損なわないよう校舎を配置したいところですが、普通教室が不足すると、そういった状況ですので、現在の校舎、母屋と呼ばせていただきますが、母屋から遠く離れた場所に校舎を増築することは学級運営上好ましくないと判断し、やむなくお示しの場所に校舎を増築することとしています。増築校舎により母屋が日影になるため、母屋に日影になる場所を教室としていた低学年の教室を日当たりのより増築校舎に移す計画としています。

2枚目が1階の平面図になってございまして、1年生の教室3クラス分の配置を考えてございます。

次に3枚目になりますが、2階の平面図で2年生の教室3クラスの配置となっております。

3枚目の図面の左上に、小さく渡り廊下とありますが、ここの部分で母屋の職員室と接続いたしまして、教員の増築校舎へのアクセス性を確保しています。また現在の建築基準法の要請から、2階建てではございまして、エレベーターを設置してございます。

4枚目の図面の上の図が校庭から見た図面でございます。1階の教室から避難路確保等の必要から、直接校庭に出られるようなつくりとしています。また下の図面は東側、体育館側になりますが、そちらから見た図面でございます。先ほどご紹介しましたとおり、渡り廊下が母屋に延びていることがご確認いただけるかと思っております。

5枚目の図面になりますが、屋上部分でございまして、屋上緑化を図り、室内環境の確保と緑豊かな同校に、さらに新しい緑をふやす工夫をしてございます。

最後のページになりますが、工事スケジュールとなっております。

それでは報告事項の資料にお戻りいただきまして、3になりますが、増築校舎の使用開始の時期になります。来年1月の冬休み明けを予定しております。

4に関連工事としまして、年度の途中で教室をわざわざ移転します理由をまとめてございます。現在、敷地の南側で隣接します西が丘児童館の中にございます育成室、学童クラブを校舎の中に移設するとともに、待機児を解消するため、現在、低学年が使用していた教室等2教室分を使用し、学童クラブを定員80人規模で整備いたします。

工事は来年1月に着手し、28年4月から利用を開始する予定となっております。

最後に今後の予定ですが、今晚になりますが、地域の赤羽西地区自治会、町会連合会にご説明を行い、7月4日の土曜日には保護者説明会と、工事でご迷惑をおかけいたします近隣住民の方向けの工事説明会を開催させていただき予定でございます。

以上、報告させていただきました。

檜垣委員長

本件についてご質疑またはご意見はございますか。よろしいでしょうか。

(質疑・意見なし)

檜垣委員長

ご質疑、ご意見がないようですので、ここで本件に関する報告は終了いたします。  
以上で、本日の日程全てを終了いたしました。  
これをもちまして、平成27年第6回教育委員会臨時会を閉会いたします。